



離婚やDV避難により配偶者と別居して子育てをするようになった方へ

- ✓ 離婚した方、離婚協議中で配偶者と別居中の方、DV避難中の方は、「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）」をご自身が受給できる可能性があります。
- ✓ DV避難中の場合、申出により配偶者への給付金支給を差止めできる可能性があります。
- ✓ 配偶者が既に給付金を受け取ってしまった場合でも、別途要件を満たせば（離婚成立・DV保護命令等）、ご自身がひとり親世帯分給付金を受給できる可能性があります。

→ お住まいの市区町村にてお早めにご相談ください 詳しくは裏面参照

以下の支給対象者に、児童1人あたり **5万円**を支給

(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)

①②の両方に当てはまる方（ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

- ① 18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)を養育する父母等
(※令和3年3月31日時点。ただし、令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象。)

- ② { 令和3年度 住民税(均等割)非課税の方 または
家計が急変し収入が 住民税非課税相当となった方

(ひとり親世帯分)

- ① 令和3年4月分児童扶養手当受給者
- ② 公的年金等の受給により令和3年4月分児童扶養手当の支給を受けていない方
- ③ 家計が急変し収入が①と同水準となっている方

☎ 問合せ先：厚生労働省 コールセンター

0120-811-166（受付時間：平日9:00～18:00）

詳しい申請方法は、お住まいの市区町村の「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）担当窓口」までお問い合わせください。



- ・以下のQ & Aを参考に、必要な書類をご用意の上、手続きください。
- ・配偶者が給付金を受給済みか、ご自身が給付金対象者かなど、分からない点は、お住まいの市区町村の給付金担当窓口までご相談ください。



4月以降に子どもを連れて離婚しました(離婚前提で別居しました)。(元)配偶者は低所得ではないため、給付金対象外(または未受給)です。私は所得等の要件は満たしていますが、どうすれば受給できますか？

- ▶ (元)配偶者が児童手当受給者の場合、**児童手当の受給者変更**を行っていただければ、本給付金については基本的に**申請不要**で受給できます。
- ▶ (元)配偶者が児童手当受給者でない場合(子どもが高校生のみの場合など)、給付金の**申請を行ってください(期限:令和4年2月末)**。

※ 別途要件を満たせば、申請によりひとり親世帯分給付金のほうを受給できる場合もあります。



児童手当の受給者変更は離婚成立後でないとできませんか？

- ▶ 離婚協議中で別居している場合、DV避難中の場合等も変更できます。

離婚協議中であることを明らかにできる書類(一例、児童手当準拠)



- 協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本
- 公的機関が発行した書類(家庭裁判所における事件係属証明書など)
- 弁護士等、第三者により作成された書類
(離婚協議における申請者の代理人である弁護士から申請者に宛てた離婚協議の進捗状況に係る報告書など)

など、離婚意思が相手方に表明されていることが客観的に確認できる書類



配偶者からDVを受け、子どもを連れて避難しています。配偶者が給付金を受給しないようにできますか？

- ▶ お住まいの市区町村の給付金担当窓口へ、DV避難中である旨お申し出ください。配偶者に既に給付金が支給済みでなければ、支給を差止めできます。(住民票を移していなくても、お住まいの市区町村で手続きできます。)

DV避難中であることを明らかにできる書類(一例、児童手当準拠)



- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本及び確定証明書 等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置(閲覧制限等)の決定通知書
(+ 配偶者の健康保険の扶養外 又は 別世帯で国保加入 となること)

※ このほか、配偶者が児童を監護し生計を同じくしていないと客観的事実に基づき判断できる場合には、市区町村判断で対応可能

(具体例) ・母子生活支援施設や婦人保護施設等に母子ともに入所
・配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合 等



(元)配偶者が給付金受給済みです。私は給付金を受給できませんか？

- ▶ 別途要件を満たせば(離婚成立又はDV保護命令が出ていること等)、**同額のひとり親世帯分給付金**を受給できます。ひとり親世帯分の「家計急変」時の手続きに沿って、**申請を行ってください(期限:令和4年2月末)**。